

(3) 実質公債費比率	5.6%
-------------	------

実質公債費比率は、早期健全化基準、財政再生基準のほかにも指標が18%以上になると、村債の発行に際して県知事の許可が必要となり、25%を超えると一部の村債の発行が制限されますが、本村の比率は、これを大きく下回っています。

(算式)

$$\frac{\text{地方債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100 \text{ の3ヶ年平均}$$

3ヶ年の平均値をみると0.3ポイントの減少となり、単年度の比率については令和6年度が5.54%で令和7年度は5.50%と0.04%減少しました。令和4年度から道の駅建設に伴う起債の償還が開始し、片品中学校建設に伴う新たな償還も始まりましたが、大規模建設に伴う償還はすべて開始されたので、今後も実質公債費比率は減少が見込まれ、その後は横ばい若しくは微減していくと思われます。

(単位：千円)

区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
①地方債の元利償還金	465,549	564,399	545,662	531,439	520,140
②準元利償還金	59,863	61,383	65,979	57,795	55,540
一部事務組合等の地方債に充てたと認められる負担金等	20,350	19,677	20,208	15,866	7,286
公債費に準じる債務負担行為に関する支出	133	90	2,300	2,183	3,509
公営企業債の償還財源に充当した一般会計からの繰出金	39,380	41,616	43,471	39,746	44,745
観光事業	-	-	-	-	-
簡易水道事業	10,454	12,604	13,358	10,147	12,376
下水道事業	28,926	29,012	30,113	29,599	32,369
一時借入金の利子	0	0	0	0	0
③交付税に算入された元利償還金等	392,834	460,681	457,946	441,353	422,354
④元利償還金等の財源に充てられる特定財源	0	0	0	0	0
分子⑤ = (①+②) - (③+④)	132,578	165,101	153,695	147,881	153,326
⑥標準財政規模	3,038,413	3,068,134	3,051,641	3,109,204	3,209,917
⑦交付税に算入された元利償還金等(再掲)	392,834	460,681	457,946	441,353	422,354
分母⑧ = ⑥ - ⑦	2,645,579	2,607,453	2,593,695	2,667,851	2,787,563
単年度比率 ⑤/⑧	5.01%	6.33%	5.93%	5.54%	5.50%

令和7年度決算の比率(令和5年度～令和7年度の平均)	5.6%
令和6年度決算の比率(令和4年度～令和6年度の平均)	5.9%

令和7年度決算に基づく実質公債費比率 5.6% < 早期健全化基準 25.0%